

# 後進地域開発特例法適用団体農地耕作条件改善事業交付金関係開発指定事業補助率差額金交付要綱

平成 31 年 3 月 29 日付 30 農振第 4025 号  
最終改正 令和 5 年 3 月 31 日付 4 農振第 2853 号

農林水産事務次官

- 第 1 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律第 112 号。以下「特例法」という。）第 2 条第 1 項に規定する適用団体（以下「適用団体」という。）が行う同法第 2 条第 2 項第 12 号の開発指定事業のうち農地耕作条件改善事業交付金に関するもの（以下「農地耕作条件改善事業交付金関係開発指定事業」という。）について同法第 3 条の規定により国が負担する通常の負担割合（以下「通常負担割合」という。）を超えてその経費を負担することとなる場合におけるその超える部分の額（以下「補助率差額金」という。）の交付に関しては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 258 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。
- 第 2 第 1 の農地耕作条件改善事業交付金関係開発指定事業は、都道府県が実施する農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号）別表の区分の欄の 2（1）及び（4）に係る事業とする。
- 第 3 適正化法第 5 条の規定に基づき、補助率差額金の交付を申請しようとする適用団体は、当該団体の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣。以下同じ。）が定める期日までに申請書（別記様式）を当該団体の区域を管轄する地方農政局長に提出しなければならない。
- 第 4 地方農政局長は、適正化法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により補助率差額金の交付を決定する場合、適用団体に通知する。
- 第 5 地方農政局長は、適正化法第 15 条の規定により額を確定する場合、適用団体に通知する。

附 則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。